

日本学生支援機構

令和2年7月3日からの大雨被害

家計急変採用及び緊急採用・応急採用について

◎希望者は、学生支援班へご相談ください。

災害救助法適用地域及び適用日

【熊本県】※災害救助法適用地域は増える可能性があります。

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、

葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町(第1報、法適用日:令和2年7月4日)

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町(第2報、法適用日:令和2年7月4日)

鹿屋市、曾於市、志布志市(第3報、法適用日:令和2年7月4日)



「災害により被害を受けた学生への支援策について」

最新情報は JASSO ホームページよりご確認ください。

家計急変採用（給付奨学金）

生計維持者が震災・火災・風水害等に被災した場合であって、家計急変事由 A～C に該当する者。また、被災により生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合。

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2020年7月以降で希望する月	2021年3月
応急採用（第二種奨学金）	2020年4月以降で希望する月	修業年限の終了月まで

【提出書類】：罹災（被災）証明（提出が間に合わない場合はご相談下さい。）
※全壊・半壊・床上浸水等が確認できる公的機関発行のもの。

【提出締切】：2020年9月30日まで

◆「JASSO 支援金」

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上の被害を受けた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受付けます。

※被害状況やその他申請に必要な事項を確認しますので、まずはご相談ください。